

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 JICAボランティア派遣前訓練実施業務(駒ヶ根)

(独)国際協力機構が実施するJICAボランティア派遣前訓練実施業務(駒ヶ根)については、公共サービス改革基本方針(別表)において、平成27年4月から民間競争入札による業務を実施することとされている。当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の評価等を踏まえた対応について

#### **【論点】**

前回の民間競争入札実施事業に対する内閣府評価及び実施状況を踏まえ、必要な検討がなされているか。

#### <内閣府評価の概要>

確保されるべきサービスの質の要求水準については、きめ細かな設定を行うとともに、競争性を確保すべく、他事業者が参入可能となるような具体的な改善策について検討を行い、入札参加者拡大に向けた取組を行うこと。

#### **【対応】**

別添のとおり大幅な見直しを行った。

### 2. 業務内容の変更について

#### **【論点】**

業務内容の変更(改修工事、訓練対象の追加)に伴う影響について十分な説明がなされているか。

#### **【対応】**

大きな契約変更が見込まれるものではない旨の説明であったが、説明会等で丁寧に対応いただくよう依頼した。

### 3. パブリックコメントの結果と対応について

#### **【論点】**

平成26年9月8日から9月19日まで意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。

#### **【対応】**

事務局からは国際協力機構に対し、本業務の周知に更に努めていただくよう依頼を行った。

以上

独立行政法人 国際協力機構  
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所

## JICA ボランティア派遣前訓練実施業務（駒ヶ根）に係る実施要項案について

## 1. 総論

民間事業者からのヒアリングも参考にして、入札参加者を増やすための改善策を盛り込んだ。委託業務に民間事業者の創意工夫を発揮させるために、企画書において改善を提案いただくとともに、実施業務の改善に向けた業務を追加した。また、改修工事計画についての説明を追加する。具体的には以下のとおり。

## 2. 入札参加者増への取り組み

- (1) 契約期間を前回の 1.5 年から 4 年に延長する。(実施要項 p.9 3.)
- (2) 入札スケジュール：
  - ・ 前は実施しなかった現地説明会を実施する。(実施要項 p.10 5.(1)ロ.)
  - ・ 落札者決定から業務開始までの期間を、前回の約 50 日から 2 か月半に延長し、十分な準備期間を確保する。(実施要項 p.10 5.(1)ト.)
- (3) 業務従事者のうち生活班活動の業務従事者の経歴、能力について、「ボランティア経験者」が望ましいとしていたものを「ボランティア活動または類似の活動の経験者」に変更する。また、企画書提出時点で業務従事者を特定できない場合、必要な人材を配置できる体制が確立されていることが企画書で説明されていれば可とする。(実施要項 p.11 5.(3)へ.(ロ))

## 3. 本業務の内容

- (1) 業務全般にわたり、業務の質の向上及び経費削減の観点からの改善を民間事業者が提案できることを記述する。(実施要項 p.3 2.(4)2)ロ.及び p.8 2.(6)へ.及び p.11 5.(3))
- (2) 新たな業務として追加：
  - ・ 派遣前訓練へのフィードバックを得ることを目的に、派遣中のボランティアに対して、アンケートによる追跡調査を実施する。また、必要に応じて、派遣前訓練の実施期間外に毎年度 1 回、1～2 週間程度、2 名程度まで、ボランティアの派遣国に現地ヒアリングのため渡航できることとする。(実施要項 p.6 2.(4)2)ロ.(ロ)v.及び w.)

## 4. 業務の実施にあたり確保されるべき質

- (1) アンケート調査の結果の変更：
  - ・ コース及び講座の目的を達成できたかの設問に対して、4 段階のうち上位 2 つの

評価を 80%以上のボランティア候補者から得ることとしていたものを、契約開始直後となる平成 27 年度 1 次隊の訓練においては 80%以上は努力目標に留め、評価基準は 60%以上とする。(実施要項 p.7 2.(6)イ.(イ))

- ・同様に、民間事業者はボランティア候補者を適切に指導していたかの設問に対して、4 段階のうち上位 2 つの評価を 80%以上のボランティア候補者から得ることとしていたものを、契約開始直後となる平成 27 年度 1 次隊の訓練において、80%以上は努力目標に留め、評価基準は 60%以上とする。(実施要項 p.7 2.(6)イ.(ロ))

(2) 新たな項目として追加：

- ・情報セキュリティ確保の体制が整備され、情報漏えいがないこと。(0回)(実施要項 p.7 2.(6)ホ.)

## 5. 評価項目

- (1) 必須審査項目にコンプライアンスの体制整備を追加し、内部ルールの制定や従業員への教育・研修、実施状況のモニタリング等を審査ポイントとすることを記述した。(実施要項 p.14 6.(2)評価項目表中イ.(二)c.)
- (2) 必須審査項目としていた情報セキュリティの資格認証 (ISO27001 またはプライバシーマーク等)の保有を削除し、代わって上記の 2 つの資格認証 (相当するものを含む)を有しているかに応じて加点審査することとした。(実施要項 p.14 6.(2)評価項目表中イ.(二)c.及び p.15 6.(2)評価項目表中ロ.(ロ)d.)

## 6. その他

(1) 改修工事：

- ・平成 27 年 4 月から平成 28 年 12 月までの期間に改修工事が予定されていることを記述し、想定される工事内容と工事工程計画についての現時点の暫定的な資料を添付する。工事期間中はグラウンドに仮施設を建設、あるいは外部に必要な施設を借り上げて、現在の訓練所で継続して訓練を実施する予定であること、また工事の影響により業務内容及び委託費が変更となり、これにともなう契約変更が想定されることを説明した。(実施要項 p.9 2.(10)及び p.18 8.(3)又、及び別紙 2~3)

(2) 訓練対象の追加：

当機構内の事業の効率化等検討の結果、平成 29 年度以降、日系社会ボランティア向けの派遣前訓練を駒ヶ根訓練所で実施する旨を追記した。(実施要項 p.9 2.(11)及び別紙 4)

(3) その他、表現の明確化、内閣府の標準例に合わせた記載内容の加筆・修正を行った。

以 上